

令和4年\*\*月\*\*日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会  
会長 山沖 義和

## 行財政改革に関する第二次答申（案）

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

池田町が現下に直面する厳しい財政状況を脱却するにあたり、歳出構造の抜本的な是正が求められています。本委員会では、職員数・人件費の削減および役場体制の見直し等について第一次答申を提出したところですが、機構・組織の改善に向けては附属機関・農業委員会や議会に関する検討も欠かせず、引き続き諮問事項1「機構・組織の改善に関すること ②行政委員会等の適正化」について審議を進めて参りました。

附属機関においてはその機能向上を図るべく、今後は機関の統合を進めるほか、委員の任命数を見直すことが有益と思われれます。農業委員会においては効率的な業務遂行に向け、委員数や会議の開催を見直すことが求められます。さらに、議会においては他の町村と同様、議員のなり手不足や議会に対する町民の関心低下といった課題に直面する中、その克服に向けた対策が求められています。

本答申を下記の通りまとめましたので、役場におかれては確実に実施されるよう要望します。また、本答申は町長へ提出するものではありませんが、議会におかれては本答申の趣旨を踏まえて前向きにご検討されることを期待します。

## 記

### 1. 附属機関に関して取り組むべき対策

本委員会の基本の方針として、附属機関のあり方を再検討するにあたっては、①引き続き業務の推進が求められる機関については「存続」、②当初の意義・役割を果たし終えた機関については「廃止」、③一体化を通じて機能向上が期待される機関については「統合・編入」を行うとともに、委員任命数のスリム化を図ることが肝要と考えます。

#### (1) 附属機関の統合・編入

一体化を通じて機能向上が期待される附属機関について統合、もしくは法律等による設置の必要性があるものへの編入を行う。例えば、以下の機関については統合・編入の検討を行う。

- ① 防災会議（\*）、消防委員会
  - ② 総合福祉センター運営委員会、福祉企業センター運営委員会
  - ③ 農業問題協議会、農業振興地域整備計画審議会、農業構造政策推進協議会
  - ④ 放課後子ども総合プラン運営委員会、学びの郷活性化委員会
  - ⑤ 子ども・子育て会議、青少年問題協議会
  - ⑥ 図書館協議会、浅原六朗文学記念館協議会
  - ⑦ クラフトパーク運営協議会、美術館運営協議会、創造館運営委員会
- （\*）は法律等による設置の必要性があるものを示す

#### (2) 委員の任命数の削減

附属機関の任命数について、原則として10人以下とする。（現行で10人以下の機関についても再度、その必要性を検討する。）ただし、研修業務や普及活動等により10人を超えた人数を任命する場合は、その必要性について説明を要する。例えば、以下の機関については任命数削減の検討を行う。

- ① 防災会議
- ② 国民保護協議会
- ③ 総合計画審議会
- ④ 移住定住推進協議会

- ⑤ 地域公共交通会議
- ⑥ 民生委員推薦会
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策本部
- ⑧ 医師連絡懇談会
- ⑨ 総合福祉センター運営委員会
- ⑩ 健康長寿食育推進協議会
- ⑪ 中小企業・小規模事業者振興円卓会議

## 2. 農業委員会に関して取り組むべき対策

### (1) 委員数の削減及びそれに向けた業務の実態把握

農業委員および農地利用最適化推進委員の委員数は現在16人のところ、3年後（2025年）に14人とする。また、委員の業務について定量的な実態把握を行うとともに、委員報酬の適否についても検討の上、その是正を図る。

### (2) 総会及び推進会議の同日開催

農業委員会における運営の効率化を図るべく、農業委員会総会及び農地利用最適化推進会議の同日開催を進める。

### (3) 農業委員及び推進委員の業務分担

実態に応じた効果的な業務遂行を図るべく、農業委員及び農地利用最適化推進委員それぞれにおいて地区割に関係なく、柔軟に業務を分担するよう配意する。

## 3. 議会で検討されるべき対策

本委員会の基本方針として、議員のなり手不足解消に向けては、議員定数の削減と、それに伴う議員報酬の増加を図るとともに、議会に対する町民の関心向上に一層努めることが肝要と考えます。

### (1) 議員定数の削減

議員定数を10～11人へ削減することについて検討する。

### (2) 議員報酬の増加

町の厳しい財政状況を踏まえ、議員定数削減の範囲内で全議員を対象

に報酬を増加することについて検討する。その際、若手議員の増加にも配慮し、メリハリをつけた報酬増加を検討することも有意義である。

### **(3) 議会に対する町民の関心向上など**

議会基本条例の内容を着実に実施し、議会に対する町民の関心向上に一層努めるとともに、議員活動のサポート強化を進め、議員のなり手不足解消を図る。例えば、公聴会・議会報告会の充実、模擬議会の開催、政策サポーターの導入、議会事務局の強化、兼業・請負禁止規定における禁止範囲の明確化などについても検討する。

(以上)